

【別紙】

工事書類簡素化の本施行について

令和3年3月9日

森林政策課

1 工事書類簡素化（試行）の概要

- ・林務部発注工事における工事書類の作成は、「森林整備保全事業におけるしゅん工書類作成等に係る運用について」により、平成28年4月1日適用版「森林整備保全事業工事関係書類一覧表」によることとしている。
- ・上記運用の評価のため、平成28年12月に長野県建設業協会及び会計局契約・検査課にアンケート調査を行い、その結果を基に「地域を支える建設業検討会議 施工・品質確保分科会」において、更なる簡素化について議論を行ってきた。
- ・また、県では令和2年2月に開催された、長野県土木工事施工管理技士会との意見交換において、簡素化に関する具体的な御意見をお聞きし、簡素化の具体案を検討。
- ・一方国では、工事書類の国様式と県様式との標準化の取組を進めており、建設部に準じて林務部においても、受注者の書類作成の省力化・効率化につながる部分だけ取り入れる方針とした（「工事打合せ簿」「段階確認書」を標準化）。
- ・上記のほか、他県の状況などを加味して、「工事書類簡素化（試行）」を令和2年10月から試行を開始した。

2 工事書類簡素化ガイドラインについて

- ・建設業協会青年部会（R3.1.28）、県土木工事施工管理技士会（R3.2.17）との意見交換を踏まえて、試行の内容修正、追加を行い、「工事書類簡素化ガイドライン」を策定した（令和3年4月1日適用）

3 工事書類簡素化の試行から本施行への変更点

○下請負人通知書

- ・下請負人一覧表の作成を不要とし施工体制台帳をもって替えることとした

○告知書（建設リサイクル法）

- ・提出を不要とし、監督員等の求めに応じて説明することとした

○再生資源利用（促進）計画書

- ・COBRISを利用する場合、紙・データ共に提出不要とした。（※実施書は提出が必要）

○施工体制台帳

- ・「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱いについて（令和3年2月9日付け2森政第452号）」に基づき、施工体制台帳作成が必要な下請契約を明確にした。また、施工体制台帳に添付する書類を見直した。

○設計図書照査確認資料 及び 工事測量結果

・下記の場合「報告」に替えて「連絡」で可とした。

① 設計図書照査において「契約書第 18 条第 1 項該当なし」の場合

② 工事測量において「設計図書修正必要なし」の場合

○立会依頼

・段階確認の場合は「段階確認書」によることを明記した。

・材料検測写真は、監督員又は現場技術員が臨場して確認した場合は不要とした。

○段階確認関係書類

・「検査記録表」の様式は「出来形管理表」としてのみ使用できることを明示

・監督員又は現場技術員が臨場した場合、該当箇所の出来形管理写真は不要であることを明示

○工事関係書類一覧表

・令和 3 年 4 月 1 日適用版を掲載